

学校法人 香川栄養学園 一般事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」は、平成17年4月1日から施行され、次世代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、事業主、国民がそれぞれの立場で次世代育成支援を進めていくを目的とした法律です。

本学園は、教職員が、仕事と子育てを両立する事ができ、働きやすい職場環境をつくり、個々の能力を十分に発揮できるよう、次のように一般事業主行動計画を策定しています。

1. 計画期間： 令和5年6月1日～令和10年3月31日

2. 目標と取組内容：

目標1 妊娠、出産、子育てに関する諸制度の周知を徹底し、安心して育児休業を取得できる環境を整備する。

【取組内容1】

- ①妊娠、出産、子育てに関する諸制度を紹介する教職員向け電子資料を作成する。
- ②本学教職員向けのグループウェアに掲載し、産前産後休暇や育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。
- ③教職員向け研修を行い、周知を徹底する。(管理職は必須)

目標2 男性教職員の育児に関する休暇の取得を促進する。

【取組内容2】

- ①目標1で作成した資料等を活用し、男性教職員に対する育児休業制度の理解・周知を行い、育児休業の取得推進に努める。
- ②管理職に、配偶者出産補助休暇及び男性教職員の育児参加のための休暇に対する理解を促進し、職場内へ休暇取得に対する啓発を図る。
- ③相談体制の整備により、個別の周知・意向確認を行う。

目標3 時間外労働削減のための施策を図る。

【取組内容3】

- ①所定外労働の事前命令及び就業管理システムによる残業予定申請(事前申請)の徹底を図る。
- ②ノー残業デーを設定する。
- ③総務部による時間外労働の多い職場の管理職との個別面談を実施し、意識啓発や必要な支援をおこなう。

目標4 年次休暇の取得を促進する

【取組内容4】

- ①部署毎に年間業務計画を策定し、業務の効率化を図り、年次休暇を計画的に取得しやすい環境をつくる。
- ②教職員個人が年次休暇の取得目標を設定することにより、計画的な取得を促す。
- ③年次休暇の取得促進を図るため、部署内の業務の相互支援体制を整備する。
- ④就業管理システムによる有休残数確認およびアラート機能の活用により自己管理をサポートする。

以上